

大阪・関西万博における島根県ブース出展業務 提案競技仕様書（案）

1. 業務名

大阪・関西万博における島根県ブース出展業務

2. 委託期間

契約日～令和7年10月31日まで

3. 業務の趣旨

島根県は、令和7年に開催される大阪・関西万博（以下、「万博」という。）において、島根県の魅力を国内外にPRし県内誘客を促進させるため、万博会場内の催事施設でのブース出展を計画している。出展にあたっては、県内全域の魅力を効果的かつ効率的にPRできる展示等の構成・内容の企画・制作並びに全ての来場者に対する安全・安心の確保、快適に体験できる会場の整備等、満足度を高める運営が必要であり、これを円滑に実施するため外部委託により行う。

4. 業務内容

（1）前提条件

①ブース出展期間・会場

【期間】

令和7年8月26日～令和7年9月1日（搬入出、撤去時間を含める）

【会場】

- ・ギャラリーEast（旧：日本伝統文化エリア1F展示場・屋内）

〔展示面積〕約300㎡

〔展示場サイズ〕間口約20m/奥行約20m/高さ約3.5m

〔施設利用料〕92,400円（全日、消費税込み。水道・光熱・通信費等は別途必要）

- ・芝生エリア（ギャラリーEast隣接）

使用範囲等の詳細は、今後、公益社団法人日本国際博覧協会（以下、「万博協会」という。）より公表される予定

- ・ブース会場での飲食について、ギャラリーEastは不可。芝生エリアは万博協会に要相談となることを留意の上計画すること

※その他施設概要は「2025年日本国際博覧会 催事施設概要」を参照のこと。

<https://safe.menlosecurity.com/doc/docview/viewer/docN87711DE18AE86ea08218fba610355a61ac1819c03663334a88f5a96fd65d7858d626509ea89d>

②コンセプト

- ・島根県の特色ある自然、歴史、文化等を情報発信すること
- ・県内全域（出雲地域・石見地域・隠岐地域）の魅力をPRすること
- ・主なターゲットを外国人観光客と定め、外国人観光客の興味・関心を分析した上で、島根県への来訪意欲の喚起につなげること

- ・万博のテーマや催事コンセプト等、万博開催の趣旨を踏まえていること

(2) 業務

①全体業務

- ・島根県ブースの展示等の企画、設計及び出展期間中の運営等についての全体調整及び進捗管理を適切に行うこと
- ・万博協会から随時示されるガイドライン、要件等に対して、都度対応し出展すること

②展示内容等の企画・設計

i) 基本設計

- ・ブースの基本設計図及びイメージパースを作成（全体空間及び各ゾーン空間）すること

ii) 展示設計

- ・ブース会場の使用に必要となる、会場の建築構造や使用条件等を整理すること
- ・展示設計・制作の概略工程、スケジュールを作成すること
- ・来場者に島根県の魅力を十分に伝える効果的な情報発信の内容や導線とすること

iii) その他

- ・地域、文化、人種、性別、世代、障がいの有無等に関わらず、来場者が展示内容を理解し快適に楽しめるよう、企画、設計すること（安全面での配慮を含む）
- ・県が指示する動画の収集・制作・編集及び放映するための機材を用意すること
- ・芝生エリアの活用も計画すること
- ・基本設計及び展示設計・制作等に係る令和6年度及び令和7年度の費用について、それぞれ積算すること

③計画書の提出

企画提案書を基に県と協議の上、4.(2)②に係る基本設計及び展示設計等に係る計画書を提出すること。提出日及び計画書に記載する内容等、詳細については県と協議の上決定する。

④ブース施工に係る制作

- ・4.(2)③を基に展示物、装飾、機材、その他ブース出展に必要なものを計画的に調達、制作すること
- ・本県のブース出展期間の前後に出展する者と連携し、展示物、装飾、機材等を共有する等、コスト削減及び環境への配慮を行うこと

⑤ブースの運営・施工・撤去

i) 全体調整

- ・来場者の安全・安心確保並びに快適に体験できる会場づくり等を進め、円滑なブース運営を行うこと
- ・ブース出展期間中の運営全般に係る令和6年度及び令和7年度の費用について、それぞれ積算すること

- ・来場者へのアンケート調査を実施する等、来場者数や属性、島根県への来訪意欲等を正確に把握し、実績報告を行うこと
- ii) 会場調整・施工・撤去
 - ・ブースの施工及び水道・光熱・通信費等出展に係る各種手続き、届け出を行うこと
 - ・上記の各種手続き、届け出を行う前に、県の実情を知る
 - ・ブースの撤去及び撤去に伴い発生した廃棄物の処分を行うこと
 - ・ブースの施工及び撤去に必要な搬入出を行うこと
 - ・搬入出時に係る物流コストについて、本県ブース出展期間の前後のブース出展者と連携する等、コスト削減及び環境への配慮を行うこと
 - ・会場利用期間の中で、展示等の期間が最大限確保できるよう、施工及び撤去は速やかに行うこと
- iii) 運営管理
 - ・出展期間中のタイムスケジュールや進行台本を作成し、関係者との連絡・調整を行うこと
 - ・運営に係る業務分担・必要人員の配置を行うこと
 - ・運営マニュアルや運営に関する各種資料を作成すること
 - ・受付事務が発生することになった場合は、受付事務局、問合せ窓口、会場での連絡調整業務を行うこと
- iv) 運営に係る計画書の提出
 - ・提案書を基に県と協議の上、4. (2) ⑤に係る計画書を提出すること。提出日及び計画書に記載する内容等の詳細については県と協議の上決定する

(3) その他

独自の提案（例：展示ブースを活用した県内誘客につながる取組等）があれば、県と協議の上実施すること

(4) 実績報告

ブースの来場者数、属性、来場者の感想、期間中のブースの状況を撮影した写真・動画等を含む業務の結果をまとめて報告すること

5. 提案書作成上の留意事項

- (1) 万博協会が提示する各種ガイドライン、その他に沿った展示内容であること（例：ユニバーサルサービスガイドライン、多言語対応ガイドライン、安全管理・防災について、環境への配慮、持続可能性の取り組みについて等）
- (2) 出展後の展示物等の利活用についても考慮すること
- (3) 実績報告においては、展示期間中の来場者総数や来場者の属性等について、成果指標及び検証方法を記載すること
- (4) 委託事業の実施に要した経費は、帳簿及び全ての証拠書類を備え、常に収支の状況を明らかにし、委託事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(5) 参考

①島根県観光関連 HP

〈しまね観光ナビ〉

<https://www.kankou-shimane.com>

〈SHIMANE JAPAN〉

<https://www.kankou-shimane.com/en/>

②万博関連 HP

〈EXPO2025〉

<https://www.expo2025.or.jp/>

〈基本計画〉

<https://www.expo2025.or.jp/overview/masterplan/>

〈ユニバーサルサービスガイドライン〉

<https://www.expo2025.or.jp/news/news-20230801-03/>

〈多言語対応ガイドライン〉

<https://www.expo2025.or.jp/news/news-20230801-02/>

〈持続可能性に関する取り組み〉

<https://www.expo2025.or.jp/overview/sustainability/>

6. 県及び関係者との調整

契約締結後、受託者は定期的（月1～2回）に打ち合わせを行い、進捗状況の報告及び必要に応じた計画の見直しを検討・協議すること。

打ち合わせは、オンライン会議システムを利用することも可とする。打ち合わせ後は結果を記録にまとめ、速やかに県に提出すること。また、本業務の関係者との打ち合わせへの同席や調整を求める場合がある。

受託者は業務実施過程で発生した障害や事故については、大小に関わらず県に報告し、指示を仰ぐとともに、早急に対応すること。

7. 著作権等

業務により生じた著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）その他の権利は、県に帰属するものとする。

また、受託者は県及び県から著作物利用について許諾を受けた者に対し、本業務により制作された著作物につき、著作者人格権を行使しないことを許諾するものとする。

なお、業務と無関係に生じた受託者または第三者の権利については、引き続き受託者または第三者に権利が帰属するものとし、県は、受託者と合意した利用方法に従い、当該権利を使用することとする。

8. 二次利用について

本業務において制作されたコンテンツ（作成したデザインデータ、受託者が撮影した写真、受託者が編集した映像等）は、下記媒体において無償で二次使用が可能とすること。

- (1) 県もしくは県が指定する者が作成・運営するウェブサイト、紙媒体、動画、SNS 及びデジタルサイネージ等

(2) その他、県が目的達成に効果的と認める媒体

9. その他

(1) この仕様書に定める業務に要する経費は、特に記載が無い場合、すべて本業務委託料に含むものとする。

(2) この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又はこの仕様書に定めがない事項については、必要に応じて、県と受託者が協議の上決定する。